

## 第2回「宇都宮市児童相談所の整備に関する住民説明会」における質疑応答

※発言内容は要約しています

＜表示＞ Q：参加者からのご意見・ご質問 A：市の回答

### 【児童相談所の運営について】

Q. 児童相談所の特徴や理念に「地域社会が一体となって子どもを守り・育てる」とあるが、近隣住民の我々に対して期待されることは。

A. 基本計画素案における「地域社会」は、宇都宮市全体を指しているものであり、児童相談所を設置する地域のみを指しているものではありません。近隣住民の皆さまには、引き続き、この場所で児童相談所が整備・運営されることへのご理解をいただきたいと考えております。

加えて、本市としては、家庭復帰が困難な子どもの里親委託等を推進していきたいと考えており、関心をお持ちの方は、市子ども家庭支援室までお問い合わせください。

Q. 近隣住民としては、児童相談所にしっかりとした職員を配置していただきたいと考えるが、児童相談所には、正規職員を主に配置する予定なのか、それとも、会計年度任用職員等が中心となるのか。

A. 相談支援やケア・アセスメントを担う主要な職種については、正規職員を主として配置し、必要に応じて会計年度任用職員も活用していく予定であります。

なお、医師や弁護士といった特別な資格を必要とし、確保が難しい職種については、非常勤嘱託員等での配置も検討してまいります。

Q. 行政機関では2～3年程度での人事異動となるため、児童相談所においてしっかりとした支援体制が構築できるのか心配である。責任ある支援を行うためには、在所期間を長く設けるなどの対応が考えられるが、現時点ではどのような想定か。

A. 現在、資格職である社会福祉士の正規採用を進めており、児童相談所への配置を予定しております。こうした職員については、十分に能力を発揮できるよう外部有識者からの意見も踏まえ、在所期間を長くするなどの検討を進めるとともに、引き続き、切れ目のない支援の実現に向け、必要な職員配置等に取り組んでまいります。

Q. 一時保護施設には、障がいがある子どもなども入所することが想定されるが、そういった個別事案に対応できるよう、マニュアルを作成するのか。

A. 様々な特性を持つ子どもに適切な対応がとれるよう、今後、一時保護施設における運用マニュアルを作成してまいります。また、子どもの特性に応じた適切なケア・アセスメントが実施できるよう、必要に応じて病院等の外部機関への委託一時保護も活用してまいります。

## 【児童相談所の施設整備について】

Q. 用地取得に向け、地権者との調整は行っているのか。また、この土地は恒久的に児童相談所として活用していくのか、それとも、期限を設けた借地とし、児童相談所として活用した後、将来的には別の用途となるのか。

A. 現在、地権者である国立病院機構との間で、用地取得に向けた協議を行っているところであります。

建設予定地については、借地ではなく、取得を前提に協議を進めており、現時点では、児童相談所として長く活用していく予定であります。

Q. 一時保護施設も併設されるとのことだが、隣接する住宅地との境界部にはどの程度の高さの塀を設ける予定か。

A. 塀の高さ等については、今後、基本設計等の中で検討してまいります。なお、設計にあたっては、必要に応じて近隣住民の皆さまと意見交換を行っていきたいと考えております。

Q. 隣接地との境界確認はいつごろを予定しているのか。

A. 境界確認作業については、令和8年度以降となる見込みですが、現時点で具体的な時期は決まっておりません。決定次第、隣接する住民の皆さまにはお知らせいたします。

Q. 県立病院再編の影響を受け、建設予定地の形状や施設のゾーニングが変わることもあり得るのか。

A. 県立病院再編については、現時点で県から方向性は示されておらず、本市としては、基本計画素案でお示した建設予定地の形状や施設ゾーニングで整備を進めてまいります。